

## 17-2. 医療費の一部負担金の猶予・免除（西予市国民健康保険以外）

今回の豪雨で被災された方が、医療機関などで診療を受ける際に、医療機関等の窓口で**保険証と併せて猶予（免除）証明書を提示**することで、一部負担金の支払いが猶予（免除）されます。

### 【対象となる方】

- ・後期高齢者医療保険
- ・全国健康保険協会

（上記以外に一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

- ・住家の全半壊、床上浸水による被災をした方
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方 等

### 【対象期間】

平成 30 年 7 月 5 日～平成 31 年 6 月 30 日診療分までです。

（窓口において**猶予（免除）証明書を提示**してください。）

**猶予（免除）証明書は、あらかじめご加入の各保険者に申請を行うことで交付されますので、お手続きをお願いいたします。**

### 【医療機関等に支払ってしまった一部負担金について】

原則として、当月分は医療機関の窓口へ返金の依頼をして下さい。受診月の翌月になった場合は、各保険者に還付の手続きを行って頂くことで、後日、返還されます。

### 【その他】

- ・平成 30 年 12 月分までは医療機関に申告いただいた内容について、後日、各保険者から、確認が行われることがあります。
- ・入院時の食事代、はり・きゅう・マッサージ、予防接種等はお支払いいただく必要があります。

### 【問い合わせ先】

西予市役所 市民課	0894-62-6405
全国健康保険協会 愛媛支部	089-947-2100